

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23<sup>rd</sup> Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : [iguchi@loxinfo.co.th](mailto:iguchi@loxinfo.co.th)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力)有限会社 S&IJAPAN

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL:03-3402-0013、FAX:03-3402-0014 [地図](#)

[siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp](mailto:siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp) (担当: 矢守章子・井口文絵)

<http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

(東日本大震災について)

多くの亡くなられた方々に対し、謹んでご冥福を申し上げますと共に、被災された方々がいち早く立ち直られることを心よりお祈り申し上げます。

(東日本大震災についてのタイ政府特例措置について)

タイ政府からの平成23年東北地方太平洋沖地震により影響を受けた手続き期間の延長措置として、3月21日付けのタイ政府商務省知的財産局局長告示が出され、被害を受けた者に対する期限救済措置が別添(タイ語原文及び弊所日本語訳)発表されましたので、お知らせいたします。該当者は、5月11日までに申し出をしなければなりません、どのような証拠や書式を用意したらよいのか詳細手続きは、未だ不明です。

もし、該当案件ありましたら、弊所までご一報ください。また、この告示は、日本政府特許庁ウェブサイトにも近々掲載されることとなっております。

(弊所での義援金活動について)

弊所スタッフ及びその関係者より義援金を募集し、日本赤十字社東北関東大震災義捐金に直接送金させて頂きました。また、弊所提携事務所であるベトナムの Trung Thuc JSC 事務所から、「ベトナム特許出願した場合、そのプロフェッショナルフィーは義援金としたい」旨の連絡を受けております。

(ソンクラン休暇のお知らせ及び5月の祝祭日について)

4月13日から15日までタイの正月(ソンクラン)となり、長期休暇となります。弊所は、その間業務を休むこととなりますので、ご了承ください。なお、ファックス、メールなどは通常とおりですので、ご利用ください。

5月2日、5日、13日、16日、17日と、5月の祝祭日は多くなっておりますので、ご注意ください。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを3月25日付けで更新しました。

(再送:タイ特許法第6条3項についての取り扱いについて)

新しい情報が入りましたので、お知らせ致します。詳しくは弊社ホームページのタイ特許出願の留意点 [http://www.s-i-asia.com/web\\_japan/intellectual\\_thailand\\_jp.php#17](http://www.s-i-asia.com/web_japan/intellectual_thailand_jp.php#17) をご覧ください。

～編集者より～

大震災のニュースは、色々な意味で非常な失望感を感じさせてくれた。一つには科学技術が自然災害に何も出来なかったという失望である。二つには原子力という文明の利器を支配制御できないという失望である。そして最後には国民に正確な情報を常時流せず、未だ旧態依然とした国民を追い詰めている国家政府に対する失望である。覚えておられるだろうか。昨年6月は、探査機「はやぶさ」の小惑星からの帰還で日本中大騒ぎした。今回の震災ショックでほとんどの日本人が忘れてしまったかもしれない。そして、日本人のほとんどが、「我々もとうとうここまで可能な科学技術を手に入れた」と自負したのである。かく言う私も昨年、「はやぶさ」の本を買い漁り、読み耽ったのである。

しかし、今年は、たった50メートル先の原子炉建屋の穴に向かって放水している映像を、連日のように見せつけられた。これには本当に私の頭も変になりそうだった。「今までの日本の科学技術は一体なんだったのか。」「ロボット技術や宇宙技術、先端技術が優れていて、世界の最先端だと騒いだ国は、現実には、このような姿が本来なのか。」「災害ロボットとか称してテレビに出てきていたあの技術は何処に行ったのか。単なる開発予算の消化だけだったのか。」疑問や質問が頭の中で渦巻いている。今日(31日付け日経新聞)になって、ようやく災害ロボットなる記事が新聞に出てきた。実に時期を逸しているし、実証実験だけでもするつもりだろうか。いずれこの疑問に決着を付けたいと思う。そして今は兎にも角にも、この現実と向き合わなければならないし、今後とも向き合っていく行かなければならない。

つい先週末に日本人が多数居住しているバンコクのスクンビット地区で「頑張れ日本」「Run for Japan」チャリティマラソンが開かれ、なんと5千人の老若男女が参加した。タイ人あり、日本人あり、西欧人ありで、なんとも国際色豊かな義援金募集活動となっていた。私も3キロコースに参加したが、義援よりもお祭り騒ぎで楽しませて貰った。

今回の日本の大震災で、タイ政府は義援金や援助米などの支援をいち早く決定した。今日も発電用タービンを貸与するとマスメディアは報じていた。知的財産局関連業務においても、被災地向け

の手続き延長特別措置(別添)を3月21日付けで公表した。この措置は私にとっては意外なものであった。タイという国は二国間関係を非常に大事にする国だが、その関係は相互主義の原則を貫くのが通常のやり方である。例えば、1995年に起きた阪神淡路大震災の際、タイは特別措置を講じていない。また、2004年に起きたインド洋大津波の際、10万人が被災したにも拘らず、日本政府はタイ国民に対して、特別措置は何ら講じなかったのである。だから、今回の東北関東大震災においては、特別措置は無いものと思っていた。このヨミは間違っていたのである。結果として、この措置は日本国民に対するFAVORと位置付けられるものである。とすれば、これから先の日本政府は、ある国が被災した場合、当然の如く特別措置を公表実施していかなければならないこととなったのである。そういう意味では、タイ政府や各国政府の日本国民に対する特別措置は、特筆すべき出来事であった。

昔の話だが、関東大震災(1923年)時に、当時の日本政府は、復興資金を調達するために外債を発行した。このときに大いに購入し援助してくれたのが、米国のモルガン商会だったとある本で読んだ覚えがある。ある意味では日本に対する将来の成長を買ってくれたのが、米国だったと言ってよい。また、関東大震災への援助は、中華民国や米国が中心だったと書かれてあった。その当時は、まだまだ日本は孤立して居らず、世界の一員だったという証左である。

今回の日本への特別措置もアジア各国から表明されている。災害の時にしか感じないのは私が鈍感なのかもしれないのだが、近所の人たちが我が家の一大事に手伝って戴いた気分と、同様な「日本は世界の一員でもあるし、アジアの一員となった」という不思議な安堵感を私は特別措置に感じた次第である。記憶しなければならないのは、彼らのその善意である。いつかは恩返しできる時が来るのを期待したいものである。

#### ～シンガポールでタクシーの屋上表示ディスプレイに関する特許取消判決～

シンガポールの高等法院で先週、タクシーの屋上表示ディスプレイユニットに関する特許について新規性と進歩性が認められないという理由で特許を取り消す判決が下された。この特許を登録していたのは Comfort 社にタクシー屋上表示灯ユニットを供給する Soon Heng Digitax の単独経営者 Khok Tai Ting 氏である。この製品はタクシーが貸走、回送又は迎車であるかを表示するユニットで、中央管理オペレーターやメーターと連動している。法律家らは特許取消の判決は珍しいと話している。Chan Seng Onn 判事は 40 ページに及ぶ判決文において、この特許は発明の実施のための「十分なインストラクションを提供していないため開示不十分である。」と述べている。この発明の主な特徴はコミュニケーションシステムを通してタクシーの動きを監視・コントロールするリモートコントロールセンターの利用である。市場に出回っている実際の商品は多色 LED のタクシー屋上表示ディスプレイで、タクシーの内部の運転手正面に設置されている携帯データ端末に接続している。一方競合相手の Dien Ghin Electronics は、タクシー運転手が屋上ディスプレイの表示内容をボタンを押して内部から変更できる製品を輸入している。この装置はリモートコントロールセンターとはリンクしていない。Dien Ghin は Premier、Prime、Smart といったタクシー会社用にこの装置を輸入しており、Khok 氏に対する特許取消訴訟を起こしていた。Dien Ghin の代理人は Khok 氏が特許登録をした 2000 年より以前に、(同じ技術を)先に使用していた外国製品が少なくとも 3 つあると主張していた。Chan 判事は、Dien Ghin の代理人が引用した文献は確かに Khok 氏の発明

に先んじるもので、加えて、製品についての詳細をより詳しく示していると判決した。更に Khek 氏の製品の特徴であるスペシャルリモートコントロールは進歩性がなく、多くの想像力を必要とするものではないと付け加え、外国の引用文献にも取り上げられていると指摘した。

(2011 年 3 月 11 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイ知的財産局がブダペスト条約に加盟した場合の影響についてカセサート大学に研究調査を委託～

パッチマー タナサンティ知的財産局長はブダペスト条約加盟検討事業について、タイがブダペスト条約に加盟した場合に起こり得るメリットとデメリット又は利益と義務、更に官民に及ぼす影響を検討し、その方針を知的財産局の事業運営に取り入れるため、知的財産局はカセサート大学に研究調査を委託したと話した。タイが工業所有権の保護に関するパリ条約(Paris Convention for the Protection of Industrial Property)及び特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)に加盟して以降、タイへの特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約(Budapest Treaty on the International Recognition of the Deposit of Microorganisms for the Purposes of Patent Procedure)への加盟を求める声が強まっていた。研究者委員会による関連情報の調査と微生物関連機関へのインタビューにより、以下の見解が明らかになった。ブダペスト条約に未加入であることでタイはブダペスト条約に一致するよう変更を行う必要がなく、このことはブダペスト条約への加盟と国民に利益をもたらす他の多くの事を交渉交換する上で有益となる。更に条約ブダペスト条約に加盟しなければならなくなった場合に備える時間を確保することができる。対してタイがブダペスト条約に加盟した場合について研究者委員会は、ブダペスト条約に一致するよう様々な面で変更を強いられることになり、タイにとって重要な意味を持つ利益を生むものではなく、特許に使用する外国に寄託してある微生物のサンプル入手の申請が煩雑かつ費用のかかるものとなると分析した。これについて、ブダペスト条約に基づきタイ国内に国際委託当局を持つことから最大限利益を生むために、特に国の微生物資源からの利益を使うため、研究者委員会は、特許出願をする発明に関連する微生物の起源(発生地)を表示させるよう特許法を改正すべきであるとの見解を持っている。

(2011 年 2 月 25 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイでは抗レトロウイルス薬の第二選択薬が社会保障計画従属の医療保険の対象外～

Boriphat Donmoon さん(47)は 20 年間エイズを患ってきたが、抗レトロウイルス薬の atazanavir が入手できないことから、仕事を辞め、社会保障計画に従属する医療保険を止めることにした。Boriphat さんは「病院が社会保障計画の被保険者は atazanavir を入手できないというので、この 6 ヶ月この薬なしで過ごしている。」と話す。以前 Boriphat さんは社会保障計画の下 lopinavir と ritonavir の抗レトロウイルス薬二種類を受け取っていたが、これらの薬は血中脂肪と血糖値を高めることから、医師に副作用の少ない第二選択薬の atazanavir を薦められていた。しかし Boriphat さんが病院にこの薬を受け取りに行くと、社会保障計画の対象外であるとして調剤してもらえなかった。Boriphat さんは社会保障庁に文書を送り、説明を求めた。社会保障庁のスタッフは Boriphat さんはこの薬を入手できるが、医師が彼の症状を説明した推薦が必要であると話した。Boriphat さんは「私は既に病院に医師による推薦を渡しているが、病院からはこの薬を自費で購入しなければならないと言われた。」「薬代月 13,000 バーツをどうやって見つけることができるのか。」と

話している。BoriphatさんはHIV患者を救済する非営利団体に勤務しており、月給は12,000バーツである。労働法によればBoriphatさんは社会保障計画の医療保険を受けるために社会保障基金に月給の5パーセントを支払わなければならない。Boriphatさんは病院が国家医療保障局のユニバーサル医療計画の対象患者のためだけにatazanavirを備蓄し、社会保障計画の加入者にはこの薬を調剤しないということがわかったので、仕事を辞めて無職となって、保険料を払う必要のないユニバーサル医療計画の下より良い医療を受けることにしたと話している。

(2011年3月3日、タイネーション)

～タイで化粧品法が改正され、罰則が強化される予定～

タイでは保健省と食品医薬品局により1992年化粧品法の改正が提案され、今後この法律に違反した製造者、輸入者及び販売者にはより厳しい罰則が設けられることになる。改正案では禁止物質を含有した化粧品の製造者及び輸入者への罰則は5年以下の懲役及び／又は50万バーツ以下の罰金となり、現行法の1年以下の懲役及び／又は6万バーツ以下の罰金よりも厳格化される。新法では保健省事務次官を長とし、高い役割を持つNational Cosmetic Committeeの設置が求められている。この委員会には消費者保護団体と化粧品業界の代表者も参加し、化粧品がタイで販売される前にAsean Cosmetics Directiveに沿った登録を行う権限を持つことになる。Srinuan Korrakochakorn 食品医薬品局副局長によれば、現行法では食品医薬品局に化粧品の広告の規制は認められていないが、新法では化粧品の広告についても厳しく規制することが可能となると話している。Cosmetics CommitteeのメンバーであるDr. Wanna Sriwiriyanupapは一般的によく見られる問題はラベルに製造年月日が記載されていないことと、ハイドロキノンや水銀などの禁止物質・成分が使用されていることだと話している。

(2011年3月4日、タイネーション)

～タイの知的財産法エンフォースメント機関が欧州委員会代表団と協議～

知的財産局長(Mrs.パッチマー タナサンティ)は2011年2月25日、知的財産局がブリュッセルから欧州委員会において知的財産分野を監督する局長相当の地位にあるMr. Anders C. Jessenら、欧州委員会の代表団とタイの知的財産法エンフォースメント機関を迎え、協議のホストとなったと発表した。欧州委員会代表団の今回の訪タイの目的は、最高検察局、特別事件捜査局、国家警察局、税関、国税局及び食品医薬品局などタイの知的財産法エンフォースメント機関と会談を行うことで、2011年2月24日知的財産局において会合が行われた。欧州委員会代表団は第三国で起こる侵害問題を解決する戦略をどのように設定すべきかを図るため、2年毎に第三国における知的財産侵害の防止と抑制について調査報告を行っていることを報告した。これについては特に侵害の多い国に重点をおき、監視を行っている。次回の調査報告は、第三国の大使館、欧州委員会代表などの関係者の意見を収集して、2011年末に行われる予定である。今回の会談は、欧州委員会がタイの政府機関から知的財産侵害の抑制の取り組みに関する情報を直接得る良い機会となった。タイの関係機関はこれまで多数の厳しい基準の取り組みを行ってきており、2010年には事件件数4,851件、押収品420万点以上という成果を挙げている。このほか、Thung Kula Rong Hai ジャスミンライスの地理的表示登録に対し、イタリア、フランス、英国、オランダ及びベルギーの5カ国が異議を申し立てた件について、欧州委員会は異議申立の理由を示し、相互理解のためタイに異議申立を行った国に対する説明の機会を持つよう薦め、解決策が見つかるであろうと話した。

これについて知的財産局はタイによる地理的表示登録をサポートするよう欧州委員会に要請した。

(2011年3月11日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイで警察官と県商務担当者向け知的財産侵害防止抑制実務セミナー開催～

2011年3月1日バンコクのラーマガーデンホテルにおいて知的財産侵害防止抑制実務セミナーが開催され、アロンゴーン ポンラブット商務副大臣が開会の議長を務め、パッチマー タナサンティ知的財産局長も出席した。このセミナーは警察官と県商務担当者を対象に行われた。

(2011年3月11日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ国際知的財産専門家が通商法 301 条に基づく報復基準検討委員会に情報提供～

国際知的財産専門家のカジット スクム氏は 2011 年 3 月 2 日米国ワシントンの米国通商代表部における公聴会において、米国の通商法 301 条に基づく報復基準検討委員会に対し、タイにおける知的財産保護事業の進捗に関する情報を提供した。

(2011年3月11日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ国際知的財産専門家が APEC 知的財産権専門家会合 (IPEG) に出席～

国際知的財産の専門家であるカジット スクム氏とポラウィット シラーオーン氏は 2011 年 3 月 3 日から 5 日まで米国のワシントンで APEC 知的財産権専門家会合 (IPEG) に出席した。

(2011年3月11日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～在タイ日本企業は東北関東大震災後も平常通りであると JETRO が発表～

JETRO とタイ工業連盟は日本の大規模地震による影響について、日本の投資家は長期的な見方をしているため、日本によるタイへの投資計画やタイで操業している日本企業への影響はないとの見方を示した。バンコクセンターの山田宗範所長は昨日、「私は日本人であり、日本人が現況にどのように対応するかを知っている。よって私はこの地震が日本によるタイへの投資に影響しないと確信している。」と話した。タイ工業連盟は JETRO 及び日本人商工会議所と会談し、日本がタイの民間セクターによる援助を望んでいるかどうかとタイ工業連盟がどのように日本を支援できるかについて尋ねた。トヨタ、日野、ダイハツ及びいすゞなど日本の自動車メーカー数社は、地震の後点検のために組立工場を閉鎖している。この弊社は 3 日から 5 日続く予定である。最大手のトヨタにおいてもまだ地震のあった地域にある工場の被害状況を確認できていないが、トヨタは閉鎖期間中生産量を 4 万台削減すると話している。JETRO は会談において、日本が抱える問題は被災者への援助、通信・電力の回復、及び経済・産業の復興支援の 3 つに分類されると話した。タイ工業連盟は会員と日本を支援する方法について話し合う予定である。タイ工業連盟は、特に津波の被害を受けた地域が日本の電気産業地域であったことから電気産業におけるサプライチェーンへの影響を懸念し、自動車産業など他の産業に対する影響については今のところ注目していない。タイ投資委員会では在タイ日本企業に日本の親会社の被害状況を尋ね、タイ産業界への影響について評価することになっている。投資委員会では日本の産業界と協力して、津波の被害を受けた地域にある会社に対し電子部品、機械類、及び部品の製造支援を行うことに前向きである。投資委員会はこのほか、被害を受けた企業を今後支援する解決方法について話し合うため、これらの企

業の支社を誘致する準備を進めているほか、日本の投資家によるタイへの移転や事業拡大の計画を促進する特別チームを発足させる計画である。

(2011年3月15日、タイネーション)

～タイがアセアンで3カ国目のマドリッド加盟国へ～

タイが来年マドリッドプロトコルに加盟すると、商標登録は容易になり、より多くの保護が保証される。Pajchima Tanasanti 知的財産局長は昨日開催された「The Madrid Protocol: The Way Forward to Thailand」セミナーにおいて、マドリッドプロトコルへの加盟が個人の商標の登録費用を削減し、商標登録までの期間を短縮し、85カ国の加盟国内において保護ができるようになると話した。アセアン加盟国10カ国は2015年までにマドリッドプロトコルに加盟することに合意しているが、シンガポール、ベトナムに続き、タイは3カ国目の加盟国となる。知的財産局ではまた、外国で知的財産登録をする中小企業への50%の財政支援を提供するため、政府に500万バートの予算を要求する計画である。

(2011年3月15日、タイネーション)

～タイ知的財産局と関税局は共同で知的財産侵害防止キャンペーンを実施～

タイ知的財産局と関税局は共同で知的財産侵害防止キャンペーンを実施する。2011年3月18日 パッチマー タナサンティ知的財産局長は、同局が「偽物の購入、偽造品のショッピングはクールじゃない。法律違反で国に損害を与える。」という看板をメーサイ、メーソッド、ノンカーイ、ムクダハン、及びアランヤプラテートの国境税関等に設置すると発表した。パッチマー局長はまた、2010年10月から2011年1月までの間に知的財産局が偽造品19万3,977点、8,886万316バート相当を押収したと発表した。最も数が多かったのはDVDとCD10万9,221点、5,313万1,706バート相当、次がスカーフとハンカチで、3万608点、1,221万5,200バート相当、3番目が衣服で1万8,624点、580万7,496バート相当であった。この他、外国製リキュール、ハンドバッグ、靴、携帯電話、部品や器具、香水、オイルフィルター、ベルト、手袋、靴下、ネクタイ、染髪料、化粧品、時計、帽子その他の偽造品も押収された。ブランド別に見るとウルトラマン、グッチ、シャネル、ラコステ、プラダ、Quicksilver、Billabong、ジョニーウォーカーレッドラベル、ナイキ、及びリーバイスの商品が多かった。

(2011年3月18日、タイ関税局ウェブサイト掲載記事)

～タイでセミナー「マドリッドプロトコル-タイ商標の重要な一歩」が開催～

パッチマー タナサンティ知的財産局長は2011年3月14日から15日にノンタブリーのリッチモンドホテルで開催されたセミナー「マドリッドプロトコル-タイ商標の重要な一歩」において開会の議長を務めた。このセミナーは知的財産局と世界知的所有権協会(WIPO)の共催で、事業者、輸出業者、一般市民、法律事務所及び関係機関を対象に開催された。

(2011年3月18日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ知的財産局副局長一行が第35回ASEAN 知的財産協力作業部会(AWGIPC)に出席～  
知的財産局副局長(Miss.ウラウィー ガオルンルアン)一行は2011年3月14日から18日までブルネイのバンドルスリブガワンで開催された第35回ASEAN 知的財産協力作業部会(AWGIPC)

に参加した。この作業部会では、2011年から2015年までのAWGIPCの活動計画、アセアンと中国、EU、及びオーストラリア／ニュージーランドなどの交渉相手国との協力について協議を行ったほか、ASEANと中国の会議において中国国家知的財産権局の代表と双方の知的財産に関する続報と経験について交換を行った。

(2011年3月18日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ知的財産局がヘーグ協定に加盟した場合の影響について意見聴衆～

知的財産局では現在「意匠の国際登録に関するヘーグ協定」(Hague Agreement Concerning the International Deposit of Industrial Designs)について研究を進めています。この研究分析を充実したものにするため、タイが意匠の国際登録に関するヘーグ協定に加盟した場合に、利用する又は影響を受ける全ての分野から意見聴取を行うべきであると考え、知的財産局はこの研究分析において、貴殿にこのアンケートへの回答にご協力をお願いすることとなりました。これと同時に知的財産局では、貴殿又は代理の方を2011年3月31日にラチャダーピセーク通りのGrand Mercure Fortune Bangkok Hotelにて開催されるセミナー「外国市場における意匠登録の重要性とメリット」にご招待します。このセミナーは外国市場における意匠保護登録出願制度に関する理解構築、登録に関する知識の教授、更にタイの輸出者とデザイナーによる意見交換を目的としたものです。

(2011年3月18日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ知的財産局代表一行がAsia-Pacific Patent Cooperation in the 21st Centuryに関するアジア太平洋地域とAPEC代表者会議に参加～

パッチマー タナサンティ知的財産局長及び知的財産局代表一行が2011年3月6日から8日まで米国のワシントンで開催されたAsia-Pacific Patent Cooperation in the 21st Centuryに関するアジア太平洋地域とAPEC代表者会議に参加した。

(2011年3月25日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ知的財産局が国でクリエイティブエコノミーのセミナー・ワークショップを開催～

知的財産局では政府の政策を推進するため、全国でクリエイティブエコノミーのセミナー・ワークショップを開催し、地域レベルでのクリエイティブエコノミーを推進し、タイの国力を堅固なものとする。2011年は1月17日と18日にバンコクのミラクルグランドコンベンションホテルでの開催を皮切りに、この後ブリーラム、コーンケン、チョンブリー(パッタヤー)、ペップリー(チャアム)、チェンマイ、ピサヌローク、スラータニー、及びソンクラの9県でセミナー・ワークショップを開催する予定で、6,300人の参加を見込んでいる。

(2011年3月25日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～中国政府機関が非正規ソフト使用を禁止される～

正規ソフトウェアを推奨する動きの中、海賊版ソフトの使用を許可する政府担当官は厳しい非難に直面することになる。中国国家著作権局のスポークスマンであるWang Ziqiang氏は、全ての中央政府機関に対し5月までに非正規ソフトウェアの使用を禁止すると述べた。同氏はチャイナデイリー一紙に対し、この期限を守れなかった者は、非難されることになると話した。2月21日には147の

中央政府機関における非正規ソフトウェアの使用禁止規則施行を促進する全国会議が北京で開催され、中国の知的財産保護強化への決意を明示した。国家新聞出版総署の Yan Xiaohong 副大臣は会議で、来月初めから正規ソフトの使用を指導するため 12 チームによる全国視察が始められると話した。中央政府機関は 5 月末まで、地方行政機関は 10 月末までの正規ソフト使用が命じられている。

(2011 年 2 月 25 日～3 月 3 日、チャイナデイリー)

～中国で米国などの圧力を受け大規模な偽造品取締り～

中国当局は先の海賊版商品の取締りにおいて、約 3,000 人を逮捕し、偽造された医薬品、リキュール、Nokia や Apple などの携帯電話、レイ・ヴィトンのバッグ、ロレックスの時計、自動車部品、DVD 及び被服などを押収他、偽造品を販売するウェブサイト 292 サイトを閉鎖した。10 月に開始されたこのキャンペーンは中国政府が米国や他の貿易相手国からコピー商品を撲滅するよう圧力を受け行われたものである。10 月から中国は 45,296 件の知的財産権侵害事件を捜査し、合計 1 億 9,080 万元の罰金を科した。

(2011 年 3 月 14 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～中国の特許戦略は外国企業に懸念を与える～

中国は今年特許出願件数を世界最多にすることを目標としている。しかしアナリストらは、この動きは中国政府が知的財産保護に真剣になったことを意味するものではないと指摘している。むしろ、年間の特許出願件数を 2009 年の 60 万件から 2015 年までに 200 万件にしようという中国の目標によって、中国での事業展開や新技術の開発がより難しくなる外国投資家もいる。米国の企業家で、テクノロジーニュースに焦点を当てたブログの創始者である Mike Masnick 氏は、中国は最近知的財産により熱心になってきているように見えるが、これは米国が望む形によるものではなく、中国は特許法や著作権法を使って外国企業、特に米国企業の活動を困難なものにしていると指摘している。最近では、中国のサプライヤーが顧客が発明した新製品の設計文書と製品の明細を使って自身で特許出願をした例がある。ハーバードロースクールのシニアリサーチアドバイザーの Vivek Wadhwa 氏によれば、この中国のサプライヤーは発明者に対し特許権を行使したということである。中国国家知的財産局の扱う特許係争事件は 2009 年 24,406 件と 2001 年の 4.6 倍となっている。米国の 2009 年の取り扱い件数は 8,000 件である。この 2 月には中国の通信機器メーカー Huawei が Motorola との裁判で、Nokia Siemens ネットワークに対する Huawei 社の技術関連秘密情報漏洩の一時差し止めを勝ち取っている。

(2011 年 3 月 21 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイ政府の科学技術マスタープランの核心部分～

科学や技術革新の発展のための最初のマスタープランは、民間部門の高い評価を得たが、政府機関の集約された努力があつてのみ達成が確かなものとなると指摘された。

タイ工業連盟会長 Payungsak Chartsutipol は昨日、マスタープランは労働省、教育省、エネルギー及び科学技術省が、他の機関と同じく行動を起こし、評価する必要があると語った。「科学技術への啓発には色々な方法がある。政府は調達手続きを介してもそれを行うことができる。例えば、応募者へ技術革新を要求することもできる。」と彼はこのプランについての会議の席上で語った。

民間部門、地方コミュニティや政府機関との会合を一年した後完了したマスタープランは、国の競争力、特に情報技術インフラと同様に、生活の質について特に強化するように意図されている。このプランは今年開始し、2021年に終了する予定である。Payungsak 氏が言うには、科学の発展にとって、10年間はあっという間である、そしてそれは、人的資源の質と、継続性が要求される。「肝心なのは、どのようにプランを実施するかである。プランの実施は、明確ですべての部門がプランを前へ押し進めなければならない。意図されているコースからはずれない者も許されるべきではない。」と彼は言う。「プランにおいて、サイエンスパークを、すべての地域に広げ、ビジネスユニットや地方コミュニティの間において科学技術を促進するだろう」。

科学技術省大臣の Virachai Virameteekul 氏は次のように言った。「プランにおいて、5年間で、研究者は人口 1 万人に対し現在6か7人から15人まで増加するだろう。プランが終わる時点で、その数字は25となり、少なくとも全体の 60 パーセントが民間企業で働くであろう。」(2011 年1月 11 日、タイネーション)